

警察職員の特地勤務手当等に関する規程

昭和46年3月20日
本部訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の特地勤務手当等に関する条例（昭和46年兵庫県条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、警察職員（以下「職員」という。）の特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務所等の指定)

第2条 条例第2条に規定する任命権者が定める特地事務所等及び条例第4条第1項に規定する任命権者が定める準特地事務所等は、特地事務所等及び準特地事務所等一覧表（別表）に掲げる事務所等とし、条例第3条第2項に規定する任命権者が指定する特地事務所等の級別は、同表の「級別区分」欄に定めるとおりとする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第3条 条例第4条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が事務所等を異にする異動又は事務所等の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して6年に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

(1) 職員が特地事務所等若しくは準特地事務所等以外の事務所等に異動した場合又は職員の在勤する事務所等が移転等のため、特地事務所等若しくは準特地事務所等に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日

(2) 職員が他の特地事務所等若しくは準特地事務所等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該事務所等が引き続き特地事務所等又は準特地事務所等に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日

2 前項の事務所等の移転は、移転前の当該事務所等の所管区域外への移転とする。

3 条例第4条第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、新たに特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった事務所等に在勤する職員のうち、その特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該事務所等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。

4 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に在勤する事務所等が同項に規定する異動の日前に特地事務所等又は準特地事務所等に該当していたものとした場合に条例第4条第1項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

(端数計算)

第4条 条例第3条第1項の規定による特地勤務手当の月額又は条例第4条第1項の規定による特地

勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの手当の月額とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和46年4月1日から施行し、別表特地事務所等の部浜坂警察署田井駐在所の項に係る部分を除く規定は、昭和45年5月1日から適用する。
- 2 警察職員の隔遠地手当に関する実施規程（昭和35年兵庫県警察本部訓令第33号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 条例附則第5項に規定する任命権者の定めるものは、この規程の施行の日から昭和49年3月31日までの間において、新たに廃止前の警察職員の隔遠地手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第10号）附則別表に掲げる事務所等（その級別指定区分が暫定1級である事務所等を除く。）に在勤することとなった職員とする。
- 4 条例附則第5項に規定する任命権者の定める事由は、当該事務所等が特地事務所等に指定されることとする。
- 5 条例附則第5項に規定する任命権者の定める日は、当該異動の日（前項に規定する場合にあっては、当該指定日）の前日とする。

附 則（昭和47年12月1日本部訓令第25号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和47年12月1日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。
（手当の内払）
- 2 この訓令施行前に、改正前の警察職員の特地勤務手当等に関する規程に基づいてすでに職員に支払われた昭和47年5月1日から同年11月30日までの期間に係る手当は、改正後の警察職員の特地勤務手当等に関する規程による手当の内払いとみなす。

附 則（昭和48年4月20日本部訓令第20号の2）

この訓令は、昭和48年4月20日から施行する。

附 則（昭和50年9月27日本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、篠山警察署後川駐在所及び篠山警察署大芋駐在所に係る改正規定は昭和50年3月28日から、福崎警察署上小田駐在所に係る改正規定は昭和49年6月7日から適用する。

附 則（昭和51年9月2日本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和51年8月27日から適用する。

附 則（昭和52年3月25日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月21日本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和52年6月6日から適用する。

附 則（昭和54年5月11日本部訓令第13号）

この訓令は、昭和54年5月11日から施行する。

附 則（昭和55年3月4日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和55年3月4日から施行する。

附 則（昭和55年11月14日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和55年11月14日から施行する。

附 則（昭和56年12月25日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和56年12月25日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和59年3月27日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月19日本部訓令第25号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特地勤務手当の支給を受けていた職員で施行日以後引き続き施行日の前日に勤務していた特他事務所等に勤務するものに支給する特地勤務手当については、施行日以後の特地勤務手当の月額が施行日の前日に受けていた特地勤務手当の月額に達するまでの間、改正後の警察職員の特地勤務手当等に関する規程の規定にかかわらず、当該施行日の前日の特地勤務手当の月額に相当する額とする。

3 施行日の前日において特地事務所等として指定されていた事務所等で施行日以後特地事務所等及び準特地事務所等として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該事務所等に勤務する職員で施行日以後引き続き当該事務所等に勤務することとなるものに係る特地勤務手当に準ずる手当の支給について、特地事務所等とみなす。この場合において、特地勤務手当に準ずる手当の月額の算定は、施行日の前日の給料及び扶養手当の月額を基礎として行うものとする。

附 則（平成4年3月31日本部訓令第12-2号）

この訓令は、平成4年3月31日から施行する。

附 則（平成10年3月27日本部訓令第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日本部訓令第9号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月1日本部訓令第17号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成17年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年11月1日本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成17年11月7日本部訓令第13号）

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成18年2月11日本部訓令第4号）

この訓令は、平成18年2月11日から施行する。

附 則（平成18年2月11日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第15号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日本部訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月5日本部訓令第9号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行し、平成22年3月2日から適用する。

附 則（平成30年6月28日本部訓令第26号）

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。